

国 地 契 第 2 9 号  
平成 1 5 年 5 月 2 6 日

各地方整備局長 あ て

国 土 交 通 事 務 次 官

「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」の一部改正について

「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」(昭和 6 3 年 6 月 1 日付け建設省厚  
発第 1 7 6 号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

記第 1 1 ( 3 ) 中「単体有資格業者」を「単体有資格業者等」に、「を参加させることができる」を「の参加を認める」に改める。

2 ( 1 ) 中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

記第 2 3 中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

附則

本通達は、平成 1 5 年 6 月 9 日以降入札公告を行う工事より適用する。